



平成 26 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア  
(コード番号: 2352 東証マザーズ)  
本社所在地 : 東京都品川区西五反田七丁目 21 番 1 号  
代 表 者 : 代 表 取 締 役 美 濃 和 男  
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 中 西 康 治  
TEL (03) 6672-6788 (代表)

## 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関する お知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 26 日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入する理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションを新たに導入するものです。

#### 2. 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の具体的な内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「交付株式数」という。）は 100 株とします。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により交付株式数を調整するものとします。

調整後交付株式数＝調整前交付株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて交付株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める交付株式数の調整を行うことができます。

当社普通株式 15,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、交付株式数が調整された場合は、調整後交付株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

(2) 新株予約権の総数

150 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出された公正価額を払込金額とします。

なお、新株予約権の割当てを受ける者が、当該払込金額に代えて、当社に対して有する報酬債権と相殺するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに交付株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

※上記の内容については、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 19 回定時株主総会において「第 3 号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件とします。

以上